伊予市
じんけん教育
一人ひとりの人権が尊重される
明るい伊予市をめざして

2024
No.46

●編集・発行
伊予市教育委員会
愛媛県人権教育協議会伊予市支部
〒799-3113　伊予市米湊820番地
TEL 089-982-5155　FAX 089-982-5156

地域の人々とのつながりの中で共に育つ子どもたち
中山認定こども園

本園は、伊予市中心部から車で20分ほどの国道56号線沿いに位置しています。山に囲まれ、川、田、畑があり、自然環境に恵まれた幼保連携型認定こども園です。

周辺には、小学校、中学校、公民館などの公的機関があり、地域を巻き込んだ交流活動を通してつながりを深めています。

なかやま十彩会との交流活動

【みんなでお散歩にきたよ】

なかやま十彩会は、住民から借りた遊休農地「サンテラスなかやま」にひまわりやコスモスを植えたり、こいのぼりを飾ったりして、地域活性化に取り組んでいる地域住民グループです。

昨年ひまわりの苗を頂いたので、園の花壇に植えると、大輪のひまわりが咲き、とてもきれいでした。

季節の花が咲いた頃には、「サンテラスなかやま」にこども園のみんなでよくお散歩に出かけています。

今年もじゃがいもがたくさんできたとのことで、食育交流のお誘いがありました。

【おいもがいっぱい、うれしいな】

畑に着くと、子どもたちに地域の人たちが「おいで、一緒にじゃがいも掘るよ」と誘ってくれたり、掘り方を教えてくれたりしました。

土を掘っていくと、大きいいもや

【なかやま十彩会のみなさんと一緒に】

様々な人との交流を通して、人権尊重の意識を育む　翠小学校

本校は、開校151年の歴史と伝統に支えられた学校です。2代目に当たる現在の校舎は、昭和7年の完成から92年を迎えた県内最古の現役木造校舎です。現在の校舎は環境に配慮して、耐震強化を施したエコ改修を行っています。平成23年度から校区外通学制度が始まり、今年度は、全児童数の7割に当たる17名が校区外各地区から通っています。

児童が友達や地域の方々と互いに心を通わせることで、自尊感情を高め合いながら、人権尊重の意識を育み、差別解消につながる意欲や技能、態度をもった児童を育てたいと考え、様々な教育活動を行っています。

【エコ改修後の校舎】

ふるさと交流会

本校では、双海地区公民館と連携し、春と秋の2回「ふるさと交流会」を行っています。春のふるさと交流会では、全校児童が地域の方に教わりながら、学校田で丁寧にもち米の苗を植えていきます。

【田植えの様子】

秋のふるさと交流会では、地域の高齢者の方とニュースポーツ大会を行います。児童は、地域の方が翠小学校を大切に思ってくださっていることや、周りに支えられ見守られて自分たちが生活することができていることを感じ取り、地域とつながっていることの喜びを改めて感じることができます。

【高齢者の方とニュースポーツ大会】

なかよし集会

全校児童参加のなかよし集会は、運営委員を中心に話合いを行い、全校児童がどのようなことを大切にして生活すれば一人ひとりが「毎日が楽しい」と思える学校になるかを考えます。児童からは、仲間に入れてもらえなかったことや、気持ちの込もった挨拶ができていなかったことなど、これまでの経験が語られました。それらの課題をなかよし集会で取り上げ、劇にして全校児童に問題提起しました。児童からは、集会後に「誰とでも仲良くみんなで遊ぶ方が楽しい」や「相手の気持ちを考えることが大切だ」「誰にでも元気よく挨拶をしたい」などの意見があり、全校児童が翠小学校の課題に気付くきっかけとなりました。

【運営委員による劇】

ガードレール磨き

毎年6月初旬には、本校を主会場として、地域の方々手づくりの「ほたる祭り」が開催され、多くの来場者でにぎわいます。この祭りに先立ち、児童と地域の方々で道路端のガードレール磨きを行うことが恒例となっています。ホタル鑑賞に訪れる方々の服が汚れないようにという思いを込めて行うことで、子どもたちのおもてなしの心が育っています。

【ガードレール磨きの様子】

小学校との交流活動

小学校とは、主に1・2年生との交流を深めています。小学校の遊具場やプールでの遊び、一日体験入学などの活動を行っています。

今年度の1回目は、1・2年生と年長・年中児が一緒に遊具場で遊びました。

交流活動では、1・2年生が司会進行する中で、それぞれの遊具についての説明や使い方について教えてくれました。昨年までこども園にいた友達と久しぶりに一緒に遊ぶことができて、子どもたちはとてもうれしそうでした。

小学校では年下の1・2年生ですが、こども園の子どもたちにとってはお兄さん、お姉さんです。子どもたちに優しく関わる姿や成長した姿を見ることができることは大きな喜びです。

今後も、小学校をはじめ地域の方々や関係機関と連携しながら、様々な体験を通して、子どもたちが人とつながる喜びや思いやりの気持ちを体感し、基礎となる人権感覚を身に付けるよう、つながりを大切にした保育を続けていきたいと思います。

【自己紹介ドキドキしたよ】

翠のおくりもの

児童全員にメッセージが届くように、全校児童が2人ずつ順番に友達のいいところをカードに書いて掲示する「翠のおくりもの」という活動を行っています。また、掲示するだけではなく、校内放送でメッセージを紹介したり、掲示が終わった後は、そのカードをつづって1冊の本にして本人に贈ったりしています。これらの活動により、自分のいいところだけでなく、日々の自分の頑張りを認めてくれる友達がいることや友達のいいところを知ることができています。

【児童のメッセージカード】

愛媛県人権教育協議会伊予市支部総会

２０２４年度愛媛県人権教育協議会伊予市支部総会が、４月20日、ウェルピア伊予を会場に開催されました。80名を超える参加者のもと、前年度の活動や決算等の報告、今年度の活動方針、予算、役員改選が審議され承認されました。

活動方針

「伊予市人権を尊重する社会づくり条例」に基づいて、様々なハラスメント、インターネットによる人権侵害、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）などの理解を深め、人権問題を自分事として捉える市民一人ひとりの人権意識の高揚と人権が尊重される地域社会の構築を目指す。

学校・家庭・地域と連携し、関係諸機関の協力のもと、同和問題をはじめとする様々な人権問題について課題を明らかにして、正しく理解・判断し行動する人づくりを目指す。

1　就学前部会

●豊かな感性、仲間意識、表現力の育成
●望ましい人間関係の形成
●身近な人々との交流体験を通して人権意識の芽生えを培う教育内容の創造と実践

2　学校部会

●仲間意識に支えられた集団づくり
●同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識、解決に向けた実践的行動力の育成
●教職員研修の充実と学校間の連携、情報共有

3　社会教育部会

●学び続けることによる人権意識の向上
●地区別人権・同和教育懇談（学習）会の開催
●オピニオンリーダー養成講座の開催
●就学前・学校・ＰＴＡ・家庭・地域等との連携

4　企業部会

●基本的人権の尊重と差別のない職場環境づくり
●人権・同和教育に関する学びの機会の提供

5　行政部会

●人権・同和教育推進者の自覚と責任感の育成
●人権・同和教育に関する継続的研修の実施
●機関紙「伊予市じんけん教育」の発行
●人権啓発作品制作を通した啓発活動
●様々な人権教育講座への参加・協力

【支部長あいさつ】

続いて、講師を招いての人権・同和教育学習会を行いました。

演題　生きづらさの声を聴く
講師　弁護士 射場和子 氏

２０２４年４月１日施行の「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」を例にとると、第二条「この法律において『困難な問題を抱える女性』とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう」となっている。

【講師　弁護士　射場 和子 氏】

【人権・同和教育学習会】

しかし、「困難な問題を抱える女性」が勇気をもって相談を、と言われても、勇気をもつ気力もないほど疲弊している。また、実際に困難を抱えている人に必要なメッセージが届いていないのが現実である。

解決への道のりとして、ジェンダーギャップ問題の取組、社会構造の問題としての女性という捉え方が重視されるべきで、子どもの権利については、子どもから意見を聴く方法を考えることが大切である。そして、その一言から次なる一歩を、その声から結果につなげていく覚悟が必要である。

「普通に考えて」「常識的に」という言葉で相手を支配しようとする「無意識の偏見」は世の中に満ちている。生きづらさを抱えている人の声を拾っていけるのだろうか。女性ＶＳ男性では解決しない。性差別・家父長制度などを個人の問題として矮小化するのではなく、自分の特性に気付き、社会構造の問題、すなわち、私たちの問題として行動することが解決の道のりである。

【参加者の感想（一部抜粋）】

普通は○○じゃん…という言葉、家庭でも仕事でもよく使います。確かに上から目線の自分を中心とした言葉です。それが「無意識の偏見」であると、はっとしました。私自身、生きづらさを感じることはありませんが、それはもしかしたら私自身との関わりで相手に生きづらさを感じさせていたかもしれないということに気づかされました。今回の学習会で「気づき」に気づかされました。

第26期オピニオンリーダー養成講座
～人権啓発活動推進者づくり～

人権問題を正しく知り、正しく伝えられる推進者を増やすためのオピニオンリーダー養成講座が、６月３日に始まりました。会場は市役所４階で、２か月に１度のペースで今年度も年５回開催します。

◆第１講　６月３日（月）
テーマ／その人らしく生きるために
講　師／近藤誠
（西条市広域隣保活動相談員）

その人らしく生きるためには、使い果たす人生を目指すことが大切である。「使い果たす」とは、「生ききる」ことである。

人は誰でも、「生きる」権利がある。「差別」することは、「可能性」を侵害することになる。

「人間らしく」、「その人らしく」を尊重することは、その人を知るということである。同じ人は一人もいない。

【第１講　近藤講師】

【熱心に講義を聴く受講生】

「正しく知ること・生ききること」は「差別の現実から深く学ぶ」ことであり、学び直す必要がある。「できる」を大切にし、真の声を聞き、正しく学び知ることが「尊敬」につながる。

人は誰でも「認められたい、ほめられたい、人の役に立ちたい」という、3匹の「たい」が心の中にある。

認知症を発症しても、年齢を重ね認知機能が低下しても、生きにくさを減らし、生き生きと幸せに暮らすことが大切である。

【受講者の感想（一部抜粋）】

今日の講演で、「生きる」とは可能性を求めること、「老いる」とは心があきらめることだと知った。目的を持って生きることが本来の「生きる」という意味だと気づかされた。また、「老いる」についても、目的・生きがいを持たなくなることだと知った。「生きる」・「老いる」という言葉を正しく理解して違った視点を持てるようになりたいと思った。

「障害者差別解消法」が変わります

2016年に施行された「障害者差別解消法」について、2024年4月1日から、事業者における**合理的配慮**の提供が義務化されました。

合理的配慮とは、

具体例として

○障がいのある人の障害特性に応じて、座席を決める。

○障がいのある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。

○意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット

端末などを使う。

○段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

など全ての人に当てはめて対応することです。

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービスなどは、障がいのない人は簡単に利用できても、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として活動などが制限されてしまう場合があります。

このような場合には、障がいとなる社会的バリアを取り除き、すべての人が制限なく社会生活を送ることができるよう配慮する必要があります。

改正した「障害者差別解消法」では、各事業所等において障がいのある人と事業者などが対話を重ね、共に解決策を検討していくことが義務化されました。

障がいのあるなしにかかわらず、すべての人の命は同じように大切であり、かけがえのないものです。一人ひとりの命の重さは、障がいのあるなしによって、少しも変わることはありません。（内閣府リーフレット参照）

すべての人が共に過ごせる地域づくりのため、困ったことがあれば、各所窓口（本紙８ページ）にご相談ください。

第71回 四国地区人権教育研究大会

「四国はひとつ」の合言葉のもと、高知市において四国地区人権教育研究大会が7月4日、5日に開催されました。本市からは30名が参加し学びを深めました。

第2分科会「自主活動」において、伊予中学校校長の仲神正人さんが、「南伊予をもっと素晴らしい地域にしたい！」と題して、人権委員会の活動を中心に実践報告を行いました。部落差別につながる意識について生徒が家族と話をしたり、地域の方を招いて、疑問や不安に思うことを語り合う学習会を開催したことなどの発表でした。「差別という不条理を絶対に許さない」という強い意志をもち、人権感覚を磨き続け、生徒と共に行動したいと締めくくりました。

【分科会報告者①　仲神さん】

【発表者の感想（一部抜粋）】

質疑応答で「なぜこんなに、小中の連携がスムーズにつながり、伊予市全体にまで広がっていったのか」という質問があった。これまでの取組がスムーズに進んだ要因は、人権委員会の再結成から始まり、保護者や南伊予地域の皆様の協力、小学校・上野地区公民館との連携、伊予市人権・同和教育主任会・隣保館や市の担当課を中心とした取組など、たくさんの方々が本校の人権委員会の活動（教育活動）に関わっていただいたことに尽きる。これらの皆様に支えていただいたからこそ、生徒が自主的に活動することができたと考える。

これからも同じように地域との連携をどのように継続していくかが本校の大きな課題である。今年度は担当者が変わり、これまでと違ったアプローチで人権委員会は活動している。基本的なつながりや考え方を継承しながら、これからも教職員一同、地域の皆様の協力を得て、粛々と人権・同和教育を進めていきたいと考えている。

また、第4分科会「人権確立をめざす地域の教育力」において、伊予市人権教育協議会の栗田計誠さんが、「ともに学び、つながり合う人権教育へ」と題して、人権・同和教育との出会いから、自分自身の業務、ＰＴＡ活動での取組や、公民館・学校教育との連携について、自身の体験を踏まえた実践報告を行いました。今後も学び続けること、共感することが明るい展望になることを身の回りの人に態度で伝えたいと締めくくりました。

【分科会報告者②　栗田さん】

【発表者の感想（一部抜粋）】

四国地区人権教育研究大会に参加できたことに感謝をしています。特に全体会記念行事では群読「きょうも机にあの子がいない」を聴講し、人権教育の原点を学ぶ貴重な機会となりました。今回私は、報告者の一人でしたが、差別をなくす実践者の仲間は四国の学校・地域社会のいたるところに大勢おり、これからも人とつながり、差別解消に向けともに学び続けることができると、再確認できました。今後も、また伊予市の一市民として職場や地域で行動し続けていきたいです。

人権問題で困ったときは　～相談窓口へ～

人権に関する相談　（令和６年４月現在）

いじめ、差別、虐待、セクハラ、暴力など、人権に関するあらゆる困りごと、心配ごとをお気軽にご相談ください。事前の予約は不要です。（相談は無料）

個人の秘密は固く守りますので、一人で悩まず安心してご相談ください。

伊予市 特設人権相談場所	電話番号	相談内容等	受付時間帯 (13:00～16:00)
IYO夢みらい館	089-909-3266	人権相談	毎月　　第３木曜日 ３月のみ第３水曜日
中山地域事務所	089-967-1111	人権相談	４・９・12・２月　第３木曜日 ６月　　第１月曜日
双海地域事務所	089-986-1111	人権相談	４・９・２月　第３木曜日
下灘コミュニティセンター	089-987-0111	人権相談	６月　　第１月曜日 12月　第３木曜日

＊日程、会場等は変更する場合がありますので、事前に電話等でご確認をお願いします。

相談場所	電話番号	相談内容等	受付時間帯
扶桑会館	089-946-7997	人権相談 心配ごと相談	平日　8:30～17:00
愛媛県人権対策協議会 伊予市支部	089-983-6230	人権相談	平日　10:00～12:00

子どものための相談

相談場所	電話番号	相談内容等	受付時間帯
子どもの人権110番	0120-007-110	いじめ・虐待など 子どもの人権問題	平日　8:30～17:15

女性のための相談

相談場所	電話番号	相談内容等	受付時間帯
女性の人権ホットライン	0570-070-810	家庭内暴力など 女性の人権問題	平日　8:30～17:15

外国人のための相談

相談場所	電話番号	相談内容等	受付時間帯
外国人のための電話相談窓口	0570-090-911	一般相談	平日　9:00～17:00

その他　人権問題に関する相談全般

相談場所	電話番号	相談内容等	受付時間帯
愛媛県人権啓発センター	089-941-8037	人権相談	平日　8:30～17:15